

災害対策資金等を活用したい

## 県単農業災害対策資金利子補給補助事業

### 対策のポイント

台風15号により被害を受けた農業者に対して、経営の再建に必要な資金が円滑に融通されるよう利子補給を行います。

#### 1 主な内容

融資機関・市・県が協力し、被災農業者に無利子の融資を行います。  
また、市と県が協力して、債務保証料全額を助成します。

#### 2 対象者

台風15号により被害を受け、資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村から受けたもの

#### 3 補助事業内容

市町村が融資機関に0.675%の利子補給を行い、融資機関が末端無利子で被災農業者に貸付を行った場合に、県は市町村に0.45%の利子補給補助金を交付する。

#### 4 資金概要

資金区分	経営安定資金	施設復旧資金
資金用途	事業の再生産に必要な資金	事業用施設(簡易な施設を除く)を原状に復元するために必要な資金
貸付限度額	被害額の80%以内で 600万円以下	被害額の80%以内で 1,000万円以下
償還期間	7年以内	8年以内 (うち据置2年以内)

#### 5 希望調査

融資を希望される方は、支援事業要望調査票の「5. 災害対策資金等要望について」の欄に記入をお願い致します。

融資を受ける際は、融資機関へお申込み手続きをお願い致します。

【お問合せ】  
市川市 農業振興課 (047-711-1141)